

1. 計画目的と計画期間

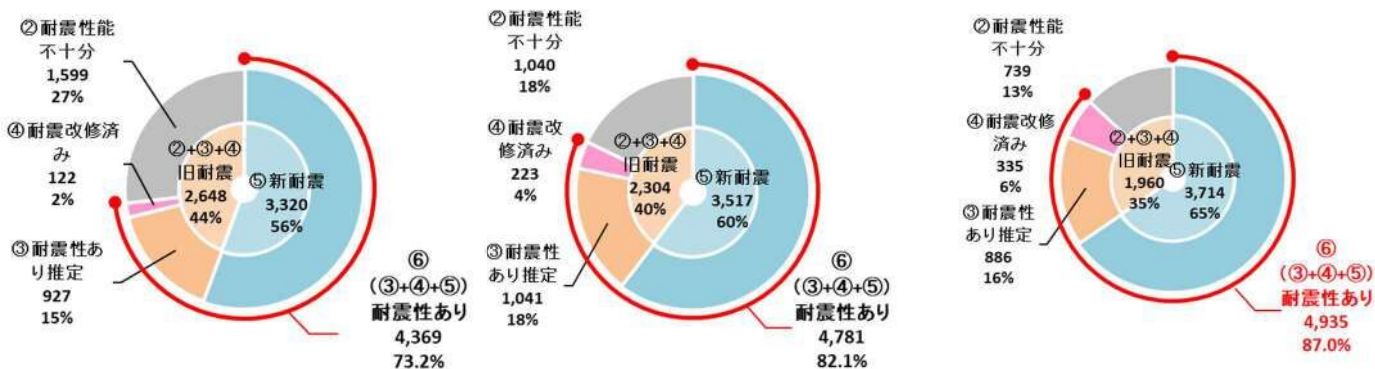
- 目的：建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の大切な生命と財産を守ることを目的とします。
- 計画期間：令和8年度から令和12年度まで（5年間） ※必要に応じて見直しを行います。

2. これまでの取り組み評価と耐震化率の将来目標

(1) 住宅の耐震化の進捗状況と将来目標

- ・本町では、本計画に基づき耐震診断や耐震改修工事に関する補助事業などを活用し、住宅の耐震化を促進してきました。令和7年度の耐震化率は82.1%でした。
- ・令和12年度末の耐震化率の目標は87%とします。

令和2年度 耐震化率 73.2% ▶▶▶ 令和7年度 耐震化率 82.1% ▶▶▶ 令和12年度 耐震化率目標 87.0%



(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の進捗状況

- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は、町有施設の耐震化等を進めた結果、令和7年度の時点で耐震化率100%と、国の将来目標（令和12年度末）を達成しています。

■ 要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ・病院、店舗、旅館等：階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ・老人ホーム等：階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等：階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内の建築物に限る)

3. 耐震化の促進を図るための施策

【基本的な取組方針】

- ・震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等の自らの取組み【自助】、地域で助け合う取組み【共助】、公共における地震対策等の取組み【公助】のそれぞれが対応能力を高め、連携することが重要です。
- ・町は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域等に対し、これらを支援する関係団体等と連携しながら負担軽減のための支援を行います。

【適切な役割分担】

- ・緊急性や公益性を十分に考慮しながら適切な役割分担の下に、耐震診断及び耐震改修を効果的に促進する施策を進めます。

●町の役割

- 補助事業など耐震化を促進するための施策の実施
- 相談窓口、情報提供、自治会との協力など震災対策の取り組み
- 県及び建築関係団体と連携し、耐震化の知識の普及・啓発

●住民・地域の役割

- 自発的かつ積極的に耐震化に努める
- 耐震診断・改修、がけ付近地から移転
- 地域の防災意識・知識の向上、連携強化

●建築関係団体の役割

- 情報の普及・啓発活動
- 講習会の開催、団体員等の技術向上
- 県及び市町村の行う事業の連携、協力